

ひとりで悩まないで相談しましょう

職場のトラブルでお困りの方、**無料**で相談できます！

労働相談会

解雇され
ちゃった…



給料が
減らされた…



パワハラ
つらい…



○日時

第1回 10月15日(水) 14:00 ▶ 17:00

第2回 10月23日(木) 17:00 ▶ 19:00

第3回 10月31日(金) 14:00 ▶ 17:00

○会場

県庁23階

茨城県労働委員会事務局

(水戸市笠原町978-6)

経験豊富な
労働委員会委員
が相談に応じます。

秘密は厳守します。

労働者、使用者
どちらからの相談
もお受けします。

労働委員会では、話し合いによる職場のトラブル解決をお手伝いする
「あっせん」を行っております。詳しくは裏面をご覧ください。



ご予約・お問い合わせ

- ◆面談や電話により相談を行います。
- ◆**事前予約制**です。
- ◆前日までに、お電話でご予約ください。

茨城県労働委員会事務局 水戸市笠原町978-6



029-301-5563

受付時間 8:30～17:15(土日祝日を除く)



—10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です—

令和7年度

【 ～例えば、こんな経験をしていませんか？～ 】

<労働者個人から>

- ◆ 職場の先輩からパワハラ・嫌がらせを受けた。上司に相談したが、十分な対応をしてくれない。
- ◆ 仕事でミスをしたことを理由に突然解雇された。解雇理由に身に覚えがない。解雇に納得がいかない。

解雇

パワハラ

配転命令

<使用者(会社)から>

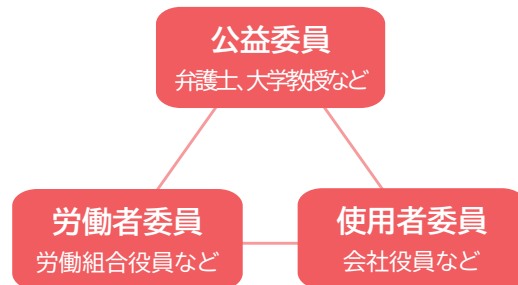
- ◆ 社員に配転命令をしたが、理由なく拒否された。
- ◆ 経営不振で労働条件を変更したいが、社員との話し合いがうまくいかない。

労使間の話し合いが行き詰まってしまった…そのような時には…

茨城県労働委員会の「あっせん」制度をご利用ください

労働委員会とは

労働者と使用者との間の労働トラブルを解決するための県の機関です。
公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員で構成されています。



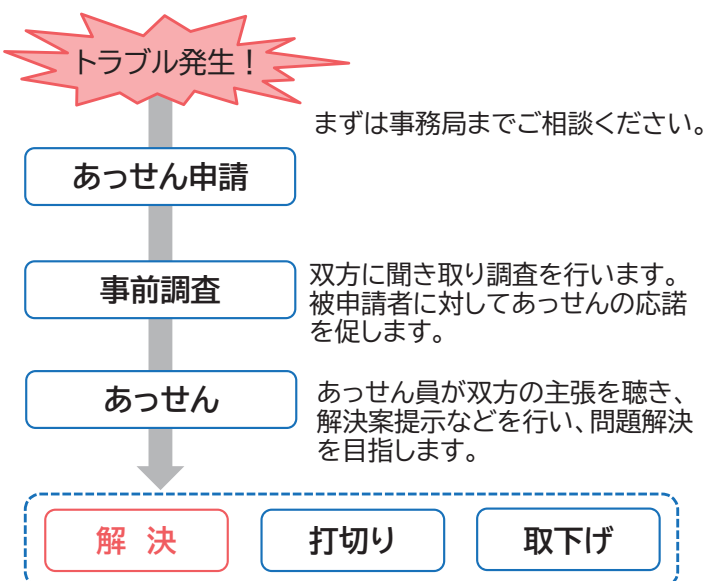
「あっせん」とは

労働者と使用者の間で労働に関するトラブルが発生し、自主的な解決が困難となった場合に、公益委員、労働者委員、使用者委員が「あっせん員」となり、公正・中立な立場で双方の主張を確かめて、合意点を探りながら、話し合いによって解決されるよう支援する制度です。

労働委員会の「あっせん」制度の特徴

- 秘密厳守** 「あっせん」は非公開で行い、秘密は厳守します。
- 無 料** 制度を利用する際の費用はかかりません。
- 丁寧
公正・中立** 公・労・使の三者構成により解決をサポートします。
- 手続き
簡単** 労働委員会に申請書を提出します。様式は県HPからもダウンロードできます。
- 労・使** 労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

「あっせん」の流れ



～まずは、お気軽にご相談、お問い合わせください～

